

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定管理者の指定【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課】 2

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 3
- 北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 4
- 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 5

◇ 訂 正

- 第4341号の訂正【上下水道局下水道部施設課】 7

北九州市告示第 27 号

北九州市立交通安全センター条例施行規則（昭和 60 年北九州市規則第 14 号）第 7 条の規定により北九州市立交通安全センターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 I - D O	北九州市小倉北区浅野 二丁目 1 4 番 2 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市病院局管理規程第 1 号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 1 年 1 月 3 1 日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程（昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「医療センター院長」を「院長」に、「同表の 4 級の特 2 号給の額とし、八幡病院院長の受ける給料月額と同表の 4 級の特 1 号給」を「同表の 4 級の特号給」に改める。

別表第 2 のア 医療職給料表（1）中

	特 1				6 2 2 , 7 0 0	を
	特 2				6 4 4 , 3 0 0	

	特				6 4 4 , 3 0 0	に
--	---	--	--	--	---------------	---

改める。

付 則

この規程は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。

北九州市病院局管理規程第2号

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月31日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）
の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第3号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月31日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員就業規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の 医療センター
八幡病院 の項中

八幡病院 の小児科 勤務の医 師	A	午前8時 30分	午後5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4週間を 通じ8日 所属長の 指定する 日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。	を
---------------------------	---	-------------	------	---	-----------------------------------	--------------------------------	---

医療セン ターの医 師	A	午前8時 30分	午後5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4週間を 通じ8日 所属長の 指定する 日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。	
	B	午前8時 30分	午後9時 30分	勤務時間 中に1時 間15分 とし、そ の時限は 所属長が 定める。			に
	C	午前8時	午後0時				

		30分	15分			
八幡病院 の小児科 勤務の医 師	A	午前8時 30分	午後5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4週間を 通じ8日 所属長の 指定する 日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。

」

改め、同表の注書第4項を注書第5項とし、注書第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医療センターの医師について平成31年2月1日以後の4週間を計算するに当たっては、同日を初日とし、同日及び同月2日は1週間とみなす。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成31年	4341	8	上から1行目	第4号	第1号